瀬戸内海国立公園
（広島県地域）

公園区域及び公園計画変更書
［第１次点検］

（環境省原案）

平成　年　月　日

環　境　省

目　次

第１　公園区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２　変更する公園区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２　公園計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　２　規制計画の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
　　（１）保護規制計画及び関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
　　　ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
　　　　（ア）第２種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
　　　イ　関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
　　　　（ア）普通地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
　　　ウ　面積内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第１　公園区域の変更

１　変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和９年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘に浮かぶ、宮島、倉橋島、大崎上島、大崎下島、大久野島、因島、向島、仙酔島等の島嶼部と、極楽寺山、休山、野呂山、黒滝山、阿伏兎岬等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域は古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人が暮らしてきたことから、内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島嶼部の段々畑などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

当該地域は昭和９年に瀬戸内海国立公園の一部として指定され、昭和 25 年及び昭和 31 年に区域拡張が行われた後、昭和 62 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ現在に至っている。

今回は、再検討後において、海域の埋立てに伴う公園区域の明確化が必要となっているため、公園区域の変更を行うものである。

２　変更する公園区域

瀬戸内海国立公園（広島県地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表１：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
1	拡張	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.3)
2	拡張	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.1)
3	拡張	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.3)
4	拡張	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	1 (公 0.6)
5	拡張	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	0 (公 0.2)
6	拡張	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.2)
7	拡張	広島県福山市走島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	2 (公 1.8)
8	拡張	広島県廿日市市宮島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.1)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
9	拡張	広島県廿日市市宮島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	0 （公　0.1）
10	拡張	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、普通地域）。	1 （公　1.2）
			変更部分 面　積　計	4 （公　4）
			変　更　前 公園面積	10,681 国　3,943 公　1,146 私　5,592
			変　更　後 公園面積	10,685 国　3,943 公　1,150 私　5,592

（表２：公園区域（海域）変更表）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
1	削除	広島県広島市南区似島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.3 ）
2	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
3	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.3 ）
4	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △1 （ 公 △0.6 ）
5	削除	広島県呉市豊町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、普通地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
6	削除	広島県尾道市向島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
7	削除	広島県福山市走島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、普通地域）。	海 域 △2 （ 公 △1.8 ）
8	削除	広島県廿日市市宮島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
9	削除	広島県廿日市市宮島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、特別地域）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）

番号	区分	変更部分の区域	変　更　理　由	面　積 (ha)
10	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	海　域　△1 (公　△1.2)
11	削除	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△0 (公　△0.4)
12	削除	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△0 (公　△0.1)
13	削除	広島県広島市佐伯区海老園及び五日市町、五日市港の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△154 (公　△154.3)
14	削除	広島県広島市佐伯区海老園の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△6 (公　△5.8)
15	削除	広島県呉市阿賀南及び阿賀町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△46 (公　△46.3)
16	削除	広島県呉市阿賀南の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△0 (公　△0.1)
17	削除	広島県呉市阿賀南の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△0 (公　△0.2)
18	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海　域　△1 (公　△0.7)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
19	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△2 (公　△1.8)
20	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.2)
21	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△2 (公　△1.5)
22	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△3 (公　△2.9)
23	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)
24	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.3)
25	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)
26	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)
27	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
28	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
29	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.5)
30	削除	広島県呉市音戸町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
31	削除	広島県呉市蒲刈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)
32	削除	広島県呉市蒲刈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.7)
33	削除	広島県呉市蒲刈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.7)
34	削除	広島県呉市蒲刈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.5)
35	削除	広島県呉市蒲刈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △4 (公 △3.9)
36	削除	広島県呉市蒲刈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
37	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.7 ）
38	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.0 ）
39	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
40	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.4 ）
41	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.5 ）
42	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.2 ）
43	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.2 ）
44	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.3 ）
45	削除	広島県呉市蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△8 （ 公　△7.9 ）

番号	区分	変更部分の区域	変　更　理　由	面　積（ha）
46	削除	広島県呉市狩留賀町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△0 （公　△0.3）
47	削除	広島県呉市狩留賀町及び吉浦町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△2 （公　△2.4）
48	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△1 （公　△0.8）
49	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△1 （公　△0.6）
50	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△0 （公　△0.2）
51	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△1 （公　△0.5）
52	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△0 （公　△0.3）
53	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△1 （公　△0.9）
54	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海　域　△0 （公　△0.2）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
55	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.3 ）
56	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
57	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
58	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
59	削除	広島県呉市倉橋町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
60	削除	広島県呉市警固屋の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △5 （ 公 △4.9）
61	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
62	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
63	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △1.3 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
64	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.6 ）
65	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △3 （ 公 △2.9 ）
66	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
67	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △1.4 ）
68	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
69	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
70	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.4 ）
71	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
72	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.4 ）

番号	区分	変更部分の区域	変 更 理 由	面 積（ha）
73	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △0.7）
74	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
75	削除	広島県呉市下蒲刈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.4）
76	削除	広島県呉市天応伝十原町及び天応福浦町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △21 （公 △20.8）
77	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
78	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.1）
79	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （公 △1.8）
80	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.1）
81	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.1）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
82	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5）
83	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1）
84	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △1.4 ）
85	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.0 ）
86	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △24 （ 公 △24.3 ）
87	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
88	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.4 ）
89	削除	広島県呉市豊浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.0 ）
90	削除	広島県呉市広の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.6 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
91	削除	広島県呉市広の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △5 （公 △4.9）
92	削除	広島県呉市広の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △6 （公 △5.6）
93	削除	広島県呉市広の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.1）
94	削除	広島県呉市安浦町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.1）
95	削除	広島県呉市安浦町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △0.7）
96	削除	広島県呉市豊町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.3）
97	削除	広島県呉市豊町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.3）
98	削除	広島県呉市豊町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
99	削除	広島県呉市豊町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.3）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
100	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
101	削除	広島県竹原市吉名町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.2)
102	削除	広島県三原市幸崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)
103	削除	広島県三原市幸崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △1.4)
104	削除	広島県三原市幸崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △4 (公 △3.9)
105	削除	広島県三原市鷺浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
106	削除	広島県三原市鷺浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
107	削除	広島県三原市鷺浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
108	削除	広島県三原市須波町及び須波西町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △2 (公 △2.0)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
109	削除	広島県三原市須波西町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △3 (公 △2.5)
110	削除	広島県三原市和田沖町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △2 (公 △2.0)
111	削除	広島県尾道市因島重井町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
112	削除	広島県尾道市因島洲江町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
113	削除	広島県尾道市因島洲江町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)
114	削除	広島県尾道市因島田熊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
115	削除	広島県尾道市因島田熊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.5)
116	削除	広島県尾道市因島土生町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)
117	削除	広島県尾道市因島土生町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
118	削除	広島県尾道市因島土生町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.4）
119	削除	広島県尾道市因島原町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.0）
120	削除	広島県尾道市因島三庄町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.2）
121	削除	広島県尾道市浦崎町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.4）
122	削除	広島県尾道市浦崎町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （公　△0.9）
123	削除	広島県尾道市浦崎町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△2 （公　△2.0）
124	削除	広島県尾道市久保の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.3）
125	削除	広島県尾道市古浜町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.0）
126	削除	広島県尾道市正徳町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （公　△0.1）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
127	削除	広島県尾道市正徳町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.3 ）
128	削除	広島県尾道市正徳町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
129	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.3 ）
130	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△1.0 ）
131	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
132	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.2 ）
133	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
134	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.2 ）
135	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
136	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.4 ）
137	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
138	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
139	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.5 ）
140	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.3 ）
141	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.3 ）
142	削除	広島県尾道市瀬戸田町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.7 ）
143	削除	広島県尾道市東御所町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.5 ）
144	削除	広島県尾道市東御所町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
145	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.2)
146	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.4)
147	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△1 (公　△1.0)
148	削除	広島県尾道市百島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.2)
149	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△5 (公　△5.0)
150	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△1 (公　△0.9)
151	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)
152	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.4)
153	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△1 (公　△0.9)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
154	削除	広島県福山市内海町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
155	削除	広島県福山市内海町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △3 （ 公 △2.6 ）
156	削除	広島県福山市内海町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △3 （ 公 △2.6 ）
157	削除	広島県福山市内海町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
158	削除	広島県福山市内海町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
159	削除	広島県福山市田尻町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
160	削除	広島県福山市沼隈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.0 ）
161	削除	広島県福山市沼隈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
162	削除	広島県福山市沼隈町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
163	削除	広島県福山市沼隈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
164	削除	広島県福山市沼隈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △1.0)
165	削除	広島県福山市沼隈町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △2 (公 △1.8)
166	削除	広島県福山市南松永町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.4)
167	削除	広島県福山市箕沖町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
168	削除	広島県福山市柳津町の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △2 (公 △2.0)
169	削除	広島県大竹市阿多田の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.9)
170	削除	広島県大竹市阿多田の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △2 (公 △1.6)
171	削除	広島県大竹市阿多田の (旧) 地先海面の一部	公園区域線 (汀線) が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る (埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
172	削除	広島県大竹市阿多田の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 (公 △0.6)
173	削除	広島県大竹市玖波の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 (公 △0.9)
174	削除	広島県大竹市玖波の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 (公 △0.1)
175	削除	広島県大竹市玖波の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 (公 △0.2)
176	削除	広島県大竹市晴海及び港町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △41 (公 △41.1)
177	削除	広島県大竹市東栄の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △45 (公 △45.4)
178	削除	広島県東広島市安芸津町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 (公 △0.6)
179	削除	広島県東広島市安芸津町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 (公 △0.5)
180	削除	広島県東広島市安芸津町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 (公 △0.2)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
181	削除	広島県東広島市安芸津町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.4 ）
182	削除	広島県東広島市安芸津町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
183	削除	広島県廿日市市林が原の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
184	削除	広島県廿日市市宮島口の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △1.0 ）
185	削除	広島県廿日市市串戸の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △10 （ 公 △9.6 ）
186	削除	広島県廿日市市地御前の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （ 公 △2.4 ）
187	削除	広島県廿日市市木材港北の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △23 （ 公 △22.9 ）
188	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
189	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）

番号	区分	変更部分の区域	変　更　理　由	面　積（ha）
190	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △1.2）
191	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △1.0）
192	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △3 （公 △2.8）
193	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （公 △1.8）
194	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
195	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.1）
196	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △0.9）
197	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △0.9）
198	削除	広島県江田島市江田島町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.3）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
199	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △1.0 ）
200	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.4 ）
201	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.3 ）
202	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
203	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
204	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.0 ）
205	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （ 公 △2.0 ）
206	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.5 ）
207	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.4 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
208	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.3）
209	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
210	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △0.6）
211	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （公 △0.6）
212	削除	広島県江田島市大柿町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （公 △1.8）
213	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （公 △1.7）
214	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
215	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.2）
216	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （公 △0.0）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
217	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△2 (公　△1.5)
218	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 (公　△0.5)
219	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 (公　△0.3)
220	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 (公　△0.6)
221	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 (公　△0.4)
222	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 (公　△0.1)
223	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 (公　△0.2)
224	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 (公　△0.5)
225	削除	広島県江田島市沖美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 (公　△0.0)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
226	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.6 ）
227	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.4 ）
228	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△1.3 ）
229	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
230	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
231	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△0 （ 公　△0.1 ）
232	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△1.1 ）
233	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△0.6 ）
234	削除	広島県江田島市能美町の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域　△1 （ 公　△1.1 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積 (ha)
235	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
236	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
237	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.4)
238	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
239	削除	広島県安芸郡坂町亀石山の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △9 (公 △9.0)
240	削除	広島県豊田郡大崎上島町明石の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.3)
241	削除	広島県豊田郡大崎上島町大串の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
242	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)
243	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △1.3)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
244	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.1 ）
245	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △2 （ 公 △2.1 ）
246	削除	広島県豊田郡大崎上島町木江の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）
247	削除	広島県豊田郡大崎上島町木江の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.0 ）
248	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △0.7 ）
249	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.3 ）
250	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.3 ）
251	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △1 （ 公 △1.1 ）
252	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の（旧）地先海面の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る（埋立地に接する陸域は、公園区域外）。	海 域 △0 （ 公 △0.2 ）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
253	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.0)
254	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.0)
255	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△1 (公　△0.5)
256	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)
257	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△1 (公　△0.5)
258	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△1 (公　△0.7)
259	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.0)
260	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△2 (公　△1.8)
261	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域　△0 (公　△0.1)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変　更　理　由	面　積（ha）
262	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △1 (公 △0.5)
263	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.1)
264	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 △0 (公 △0.0)
			変 更 部 分 面 積 計	海 域 △541
			変 更 前 公 園 面 積	837,541
			変 更 後 公 園 面 積	836,689

※1　海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2　同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

第２　公園計画の変更

１　変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和９年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘に浮かぶ、宮島、倉橋島、大崎上島、大崎下島、大久野島、因島、向島、仙酔島等の島嶼部と極楽寺山、休山、野呂山、黒滝山、阿伏兎岬等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域は古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人が暮らしてきたことから、内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島嶼部の段々畑などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

当該地域は昭和９年に瀬戸内海国立公園の一部として指定され、昭和 25 年及び昭和 31 年に区域拡張が行われた。その後、昭和 62 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）ががが行われ現在に至っている。

今回は、再検討後において、海域の埋立てに伴う公園計画の明確化が必要となっていることから、既存の公園区域の風致が適正に保全が図られるよう当該埋立地の保護規制計画の変更を行うものである。

2　規制計画

（1）保護規制計画及び関連事項

ア　特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表3：特別地域変更表）

都道府県名	変更後		変更前	
	区　域	面積（ha）	区　域	面積（ha）
広島県	廿日市市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 71 林班から 93 林班までの全部 廿日市市 宮島町の全部及び原の一部	3,121 国 公 私	佐伯郡廿日市町 大字原の一部 佐伯郡宮島町内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 71 林班から 93 林班までの全部 佐伯郡宮島町の全部	3,121 国 公 私
			変更部分面積合計	0 (0.1) （公　0）
			変更前特別地域面積	7,569 国　3,368 公　1,133 私　3,068
			変更後特別地域面積	7,569 国　3,368 公　1,133 私　3,068

（ア）第２種特別地域

第２種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表４：第２種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積（ha）
1	拡張	特別地域の拡張	厳島	広島県廿日市市宮島町の一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図るとともに、年間 400 万人の利用者が訪れる宮島の定期航路沿いに位置することから洋上からの眺望に配慮した海岸景観の保護強化を図ることが必要である。	0 (0.1) （公 0）
					変更部分面積計	0 (0.1) （公 0）
					変更前 第２種特別地域面積	4,419 国 1,191 公 373 私 2,855
					変更後 第２種特別地域面積	4,419 国 1,191 公 373 私 2,855

イ　関連事項

（ア）普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表５：普通地域変更表）

都道府県名	変更後		変更前	
	区　域	面積（ha）	区　域	面積（ha）
広島県	広島市南区似島町の一部	0 (0.3) （公　0）	—	—
	呉市倉橋町の一部	747 国 公 私	安芸郡倉橋町の一部	746 国 公 私
	呉市豊町の一部	368 国 公 私	豊田郡豊町　大字御手洗の一部	368 国 公 私
	尾道市向島町の一部	0 (0.2) （公　0）	—	—
	福山市走島町の一部	228 国 公 私	福山市走島町の一部	226 国 公 私

都道府県名	変更後		変更前	
	区　域	面積（ha）	区　域	面積（ha）
広島県	廿日市市宮島町の一部	0 (0.2) （公　　0）	—	—
	豊田郡大崎上島町沖浦の一部	231 国 公 私	豊田郡木江町 大字沖浦及び大字木江の各一部	230 国 公 私
			変更部分面積合計	4 （公　　4）
			変更前普通地域面積	3,112 国　575 公　13 私　2,524
			変更後普通地域面積	3,116 国　575 公　17 私　2,524

ウ　面積内訳

（表６：地域地区別土地所有面積総括表）　（単位：面積 ha、比率%）

地域区分		特別地域												普通地域（陸域）			合計（陸域）			海域公園地区 ※1	普通地域（海域） ※1 ※2	合計（海域） ※1 ※2
地種区分		特別保護地区			第１種特別地域			第２種特別地域			第３種特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
合計	土地所有別面積	203	－	－	1,284	6	35	1,191	373	2,855	690	754	178	575	17	2,524	3,943	1,150	5,592			
	地種区分別面積（比率）						1,325 (12.4)			4,419 (41.4)			1,622 (15.2)									
	地域地区別面積（比率）			203 (1.9)									7,366 (68.9)									
	地域別面積（比率）												7,569 (70.8)			3,116 (29.2)			10,685 (100)	56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)
																			合計（陸域・海域）			847,374

※1　海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2　同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

（表７：地域地区別市町村別面積総括表）　（単位：面積 ha）

地域地区 / 市町村名		変更前										変更後										増減	
		特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)(A)	海域公園地区	普通地域(海域)	合計(海域)(A')	特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)(B)	海域公園地区※1	普通地域(海域)※1※2	合計(海域)(B')※1※2	陸域(B-A)	海域(B'-A')
		特保	第一種	第二種	第三種	小計						特保	第一種	第二種	第三種	小計							
広島県	広島市	―	4	137	―	141	―	141				―	4	137	―	141	0	141				0	
	呉市	―	3	1,079	948	2,030	2,190	4,220				―	3	1,079	948	2,030	2,191	4,221				1	
	竹原市	―	―	196	―	196	―	196				―	―	196	―	196	―	196				―	
	三原市	―	―	432	―	432	―	432				―	―	432	―	432	―	432				―	
	尾道市	―	2	1,032	18	1,052	180	1,232				―	2	1,032	18	1,052	180	1,232				0	
	福山市	―	15	384	―	399	226	625				―	15	384	―	399	228	627				2	
	大竹市	―	3	―	―	3	―	3				―	3	―	―	3	―	3				―	
	東広島市	―	―	8	―	8	―	8				―	―	8	―	8	―	8				―	
	廿日市市	203	1,281	981	656	3,121	―	3,121				203	1,281	981	656	3,121	0	3,121				0	
	江田島市	―	6	―	―	6	70	76				―	6	―	―	6	70	76				―	
	安芸郡坂町	―	―	―	―	―	―	―				―	―	―	―	―	―	―				―	
	豊田郡大崎上島町	―	11	170	―	181	446	627				―	11	170	―	181	447	628				1	
瀬戸内海国立公園 合　計		203	1,325	4,419	1,622	7,569	3,112	10,681	56.4	837,484	837,541	203	1,325	4,419	1,622	7,569	3,116	10,685	56.4	836,633	836,689	4	△851

※1　海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。
※2　同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。